

今回からシリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第二回目は、相続時精算課税制度の適用手続きについて解説します。

1. 相続時精算課税選択届出書

相続時精算課税の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」（贈与者ごとに作成が必要）を贈与税の申告書に添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（相法21の9②）。

なお、提出された当該届出書は撤回することができません（相法21の9⑥）。

（注1）贈与者が贈与をした年の中途に死亡した場合は、当該届出書を次のイ又はロのいずれか早い日までに贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

イ 贈与税の申告書の提出期限（贈与の年の翌年3月15日）

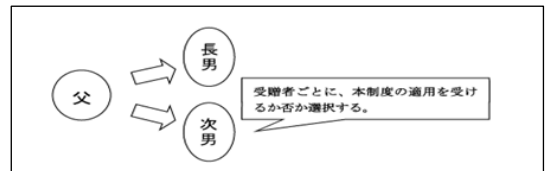
ロ 贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（贈与者の相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日）

（注2）当該届出書は、一度提出すれば翌年以降再提出する必要はありません。

なお、特定贈与者（当該届出に係る贈与者）からの贈与により取得する財産については、当該届出書に係る年分以降、すべて本制度の適用を受けることになります（相法21の9③）。

（事例1）長男、次男が父から財産の贈与を受けた場合

長男、次男のそれぞれが父からの贈与により取得した財産について本制度の適用を受けるか否かを選択することになります。



（事例2）子が父母から財産の贈与を受けた場合

子は父母から贈与により取得した財産について贈与者（父又は母）ごとに本制度の適用を受けるか否かを選択することになります。

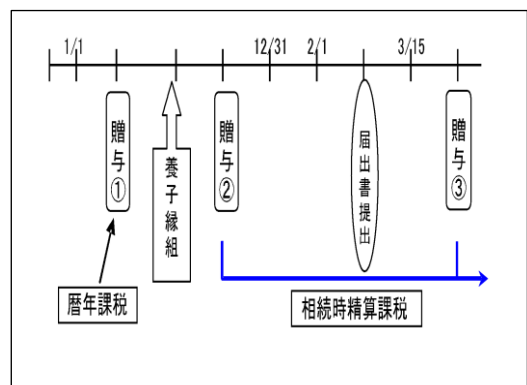


2. 留意点

（1）年の中途において贈与者の推定相続人となった場合

贈与のあった年の1月1日において18歳以上である者が、同日において60歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合に、その年の中途においてその贈与者の養子となったことその他の事由によりその贈与者の推定相続人となったとき（配偶者となったときを除きます。）には、推定相続人となった時前にその者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用はできません（相法21の9④）。

贈与者の推定相続人となった時以後において当該贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることができます。



（2）特定贈与者の推定相続人でなくなった場合

相続時精算課税適用者が、その特定贈与者の推定相続人でなくなった場合においても、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産については相続時精算課税が適用されます（相法21の9⑤）。

